

# 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和3年3月策定

令和4年1月第1回改定

令和5年12月第2回改定

令和8年3月第3回改定

兵庫県

## 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

### (1) 兵庫県における農業用ため池の概要

#### ア 現状と基本的な考え方

県内には降水量の少ない瀬戸内地域を中心に約 21,000 箇所の農業用ため池が存在し、県内の水田約 6.7 万 ha の半数へ農業用水を供給している。

しかし、それらの多くは江戸期以前の築造であるため、豪雨や地震に対する安全性が低く、経年劣化による漏水や変形等が生じているため池の割合が高い。加えて、農業者の減少・高齢化の進行により管理組織が弱体化し、日常の適切な維持管理が困難となっているもの、離農や宅地化等により利用実態がないものが増加している。

本県では、これらのため池のうち、決壊により人命・財産に被害を及ぼすおそれのあるものを「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「ため池の保全等に関する条例」に基づき、約 8,600 箇所を「特定農業用ため池」又は「特定ため池」に指定（以下、これらを「特定ため池」という。）し、これを対象に防災・減災対策を進めている。

とりわけ、人命に被害を及ぼすおそれのある約 6,100 箇所については「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）により「防災重点農業用ため池」（以下「防重ため池」という。）に指定し、決壊リスクが高いものから優先的に改修等の整備を進めている。

また、改修整備を実施するまでの間は、県・市町が共同で設置した「ため池保全サポートセンター」によりため池管理者への指導・助言を実施し、点検・補修等の適正管理及び豪雨に備えた低水位管理を促すほか、万一の決壊に備え、迅速な避難行動につながるハザードマップの作成等により、ため池の防災・減災対策を総合的に推進する。

#### イ 所有者及び管理者の状況

ため池は、その多くは法体系が整備される以前（江戸期）に農業者等が共同して築造した「工作物」であることから、現に貯水池として利用されているものの所有者は、基本的に管理者（利水者）と同一である。なお、利用実態がなく従前の管理者が不存在となったものは、ため池敷地の土地所有者が工作物の管理責任を有する者として取り扱うこととなる。

県ため池保全条例に基づく既存ため池の届出による所有者等は別表1のとおり

## (2) 兵庫県における防災工事等の実施状況等

本県では、平成24年度から特定ため池を対象に劣化状況評価、豪雨耐性評価を進めており、また、規模の大きいものについては耐震性能調査を実施している。その結果をもとに決壊リスクを評価し、老朽化により漏水等の変状が生じ決壊リスクが高いものから優先的に改修等の整備を実施している。また、利用実態のない防重ため池は速やかな廃止工事を進めている。

農村振興局長通知に基づく令和7年12月末の防災工事等の実施状況は別表1のとおり

## 2 劣化状況評価の実施に関する事項

### (1) 劣化状況評価の推進計画

平成24年度から、特定ため池を対象に市町による定期的な劣化状況評価(5年ごと)を実施しており、その結果から次表の区分により改修要否等を判定している。漏水や堤体の変形等の劣化は時間経過とともに連続的に進行することから、今後も引き続き実施していく。

○ [健全] 変状若しくは構造上の不備なし(以下「変状等」という。)
△ [要注視] 変状等があり将来的に改修が必要であるが、「要監視」には至らないもの。
▲ [要監視] 変状等により決壊リスクが高まった状態であり、改修が必要であり、かつ日常的にため池の監視が必要となっているもの。
× [要早期改修] 変状等の程度が大きく、決壊リスクが特に高まった状態であり、早期の改修が必要となっているもの。

### (2) 経過観察

劣化状況評価により「要監視」と判定されたものについては、市町又はため池保全サポートセンターが経過観察(2~3年ごと)を行う。また、その観察結果により防災工事の優先度について適宜判断する。

### (3) 定期点検(日常点検)

防災工事が完了したものなど健全なものも含め、ため池管理者による日常点検を行い、これを通じて漏水や変形等の発生を早期に把握する。

県・市町は、日常点検が適切に実施されるようため池管理者講習会の開催やため池管理マニュアルの配布、「ため池だより」の定期発行等により、ため池管理者の意識を喚起し、管理技術の向上を図る。

なお、利用実態がなく管理者不在となったものについては、廃止工事を実施するまでの間は、県・市町が共同してその状態を点検する。

ア 定期点検(日常点検)の頻度:年1回及び梅雨・台風等の前後

イ 定期点検(日常点検)を行う者:ため池管理者(利水者)

### 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

#### (1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

洪水吐の放流能力や堤体の余裕高など豪雨耐性の評価については、平成24年度から市町による劣化状況評価に併せて実施しており、令和2年度までに指定した防重ため池はすべて完了しており、新たに指定したものは速やかに実施する。

また、地震耐性評価については、地震による影響が大きいと考えられる堤高10m以上のものを中心に、その規模に応じて県又は市町により令和4年度までに約600箇所の評価を実施した。令和5年度以降は、劣化状況評価及び豪雨耐性評価の結果から改修工事を行うとしたため池のうち、浸水想定区域に住宅等が多数存在するなど決壊した場合の影響度から必要と認められるものについて実施する。

#### (2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件として、基本指針第3の2(1)①及び②に示されたもののほか、③において都道府県知事が特に必要と認めるものとは、次のアからエのいずれかに該当するもの（重要度区分AA種）とする。

ア 家屋が損壊するおそれのある浸水区域（二次元不定流解析により作成した浸水想定区域図において流速（m/s）の2乗と水深（m）との積が2.5以上。以下「家屋損壊浸水区域」という。）又は1階が水没する浸水区域（浸水深2.0m以上）に家屋10戸以上が存する。

イ 家屋損壊浸水区域に鉄道又は地域防災計画によって緊急輸送道路若しくは避難路に指定されている道路が存する。

ウ 歩行不可能な浸水区域（アの浸水想定区域図において水深0.5m以上かつ流速1.0m/s以上又は水深1.0m以上かつ流速0.5m/s以上の区域。以下同じ。）に学校（学校教育法に定める小・中・高等学校、大学、特別支援学校等）、病院（医療法第1条の5に規定する20床以上の病院）、災害弱者関連施設（幼児、要介護高齢者等を預かる幼稚園・保育園・高齢者福祉施設等）、防災拠点となる官公署（県民局・市町本庁舎、消防、警察等）の建物が存する。

エ その他、歩行不可能な浸水区域に、上下水道施設、不特定多数の者が利用する施設その他防災上特に配慮すべき施設が存する。

### 4 防災工事の実施に関する事項

#### (1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価から、漏水等の変状が生じているものなど決壊リスクが特に高いと認められるため池や南海トラフ地震による想定震度が大きい地域を対象に、また、決壊した場合の被害程度も考慮して優先度を定め、本計画期間内に全箇所の実施を目指す。

なお、改修整備は整備工事の効率性から全面改修（施設全体を整備するもの）を基本とするが、急施を要する場合などにあつて部分的な改修が合理的であると判断されるときは部分改修を行う。

ア 前期

R7 に防災工事に着手する防重ため池：8 か所（R7 継続：110 か所）

R3～R6 に防災工事に着手した防重ため池：77 か所（R3 継続：146 か所）

イ 後期

R8～R12 に防災工事に着手する防重ため池：174 か所

ウ 個々の防重ため池の情報：別表 2 のとおり

## (2) 廃止工事の推進計画

利用実態がないため池については、廃止工事を進めていくが、特に管理者不在となっているものについては、決壊のリスクが高いことから、本計画に位置付けている全箇所への着手を目指す。県は、廃止が必要な防重ため池が特定の市町に偏在している場合等にあっては、県土地改良事業団体連合会の協力を得て、当該市町に対して必要な援助（県土地改良事業団体連合会が会員市町から防災工事の委託を受けて行うことを含む。）を行う。

なお、漏水等の変状や決壊した場合の影響度を考慮して優先度を定め、廃止工事を進めていくこととするが、廃止工事が計画的に進捗するよう、土地所有者等の調査を先行して行うものとする。

このほか、市町においてため池を洪水の発生を抑制する調整池として利用しようとする場合は、農業上の用途を廃止し、改めて治水用の施設として管理者を定め管理するものとする。

ア 前期

R7 に廃止工事に着手する防重ため池：26 か所（R7 継続：7 か所）

R3～R6 に廃止工事に着手した防重ため池：78 か所（R3 継続：9 か所）

イ 後期

R8～R12 に廃止工事に着手する防重ため池：85 か所

ウ 個々の防重ため池の情報：別表 2 のとおり

## (3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

### ア 文化財保護担当部局との調整

防災工事実施者は、防災工事を行おうとするため池が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条の規定に基づき史跡・名称等に指定されている場合、重要な文化的景観の構成要素となっている場合又は史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する場合にあっては、具体的な工事内容（地形の改変等の有無）を検討する段階から、文化財保護担当部局と調整し、必要な手続を行う。

### イ 環境担当部局との調整

防災工事実施者は、絶滅危惧種などの生物が生息・生育するため池について防災工事を実施しようとする場合は、県が別に定める要綱（「農業農村整備事業に係る環境との調和への配慮推進要綱」をいう。）に基づき生態系への配慮を適切に行う。

なお、廃止工事を実施する場合は、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、必要に応じて県の環境担当部局（県と同等の権能を有する市にあっては当該市の部局）と調整を図り、対象生物の移動等、必要な措置を講ずる。

#### ウ 上水道担当部局との調整

防災工事実施者は、上水道の貯水池として共同利用されているため池について防災工事を実施しようとする場合は、具体的な工事内容を検討する段階で、市町の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行う。

#### エ その他

防災工事実施者は、施設の一部又は全部が道路・公園等として利用されているため池について防災工事を実施しようとする場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行う。

### 5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

#### (1) 防災工事等の実施主体

##### ア 劣化状況評価

市町が実施するものとし、県は評価基準を示すなど技術的に支援する。

##### イ 地震・豪雨耐性評価

市町が実施するものとし、県は評価基準を示すなど技術的に支援する。

##### ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア)かんがい受益面積2 h a 以上のため池については県が実施するものとする。ただし、市町の申し出により市町が実施できるものとする。また、部分改修を行うため池については、原則として市町が実施するものとする。

(イ)かんがい受益面積2 h a 未満のため池については市町が実施するものとする

##### エ 廃止工事

市町が実施するものとし、県は廃止基準を示すなど技術的に支援する。

（廃止に合わせ治水活用のための調整池の整備を行う場合は個別に定める。）

#### (2) 技術指導等の内容

県・市町が共同で「ため池保全サポートセンター」を設置し、兵庫県土地改良事業団体連合会の運営により、ため池管理者に対する巡回指導等を行う。

また、市町が行う防災工事等に対して、県は兵庫県土地改良事業団体連合会の協力を得て技術的な支援を行う。

#### (3) 情報共有及び連携の方法

県は、防災工事等の推進に関する課題に対応するため、市町、兵庫県土地改良事業団体連合会で構成された「兵庫県ため池保全協議会」と連携して、情報共有と課題解決を図る。

## 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### (1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

顕著な劣化や構造上の不備が認められる防重ため池が多数あり、防災工事が完了するまでに相当の期間を要することから、市町は、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット、仮設サイホンによる放流管等の設置、漏水や損傷箇所の補修等）及び管理・監視体制の強化を図る。

また、地震又は豪雨により、防重ため池の決壊のおそれが生じた場合、県と市町が連携して貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止等の決壊の防止に係る措置を行い、市町はハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全の確保に注意しつつ、ため池管理者その他の防災関連団体と連携し的確に実施する。

### (2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

市町は、決壊した場合の被害規模が大きい防重ため池を対象に、管理・監視体制の強化にあたってはICTを含む先進技術を導入し、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等を進める。県は、水位計等の設置に係るガイドラインの作成や設置費・維持費の負担軽減を図るなどしてこの取組を支援する。